

障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領における留意事項

障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領第6条及び第7条に定める留意事項は、以下のとおりとする。

第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（第6条関係）

対応要領第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

| 対象分野 | 具体例 |
|--------|---|
| 大学教育関係 | 1 障害があることを理由に受験を拒否する。 2 障害があることを理由に入学を拒否する。 3 障害があることを理由に授業受講を拒否する。 4 障害があることを理由に研究指導を拒否する。 5 障害があることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否する。 6 障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させる。 7 障害があることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒否する。 8 障害があることを理由に学生寮への入居を拒否する。 9 障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否する。 10 手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意できないからという理由で、障害のある学生等の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒否する。 11 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつける。 |
| 附属学校関係 | 1 学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付す。 2 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりする。 |

| | |
|---------------|---|
| <p>附属病院関係</p> | <p>1 サービスの提供を拒否する。</p> <p>(1) 医療機関や薬局において、人的体制及び設備体制が整っており、対応可能であるにもかかわらず、障害があることを理由に診療、入院、調剤等を拒否する。</p> <p>(2) 医療機関や薬局内に、身体障害者補助犬を同伴することを拒否する。</p> <p>2 サービスの提供を制限する（場所、時間帯等の制限）。</p> <p>(1) 診察等を後回しにし、又はサービス提供時間を限定する。</p> <p>(2) 診察室や病室の制限を行う。</p> <p>(3) 医療の提供に際して必要な情報提供を行わない。</p> <p>3 サービスの提供に際し条件を付す（障害のない者には付さない条件を付す。）。</p> <p>保護者や介助者の同伴を診察、治療、調剤等の条件とする。</p> <p>4 サービスの提供に当たって、他の者とは異なる取扱いをする。</p> <p>(1) 本人（本人の意思を確認することが困難な場合は家族等）の意思に反した医療の提供を行う。</p> <p>(2) 病院や施設が行う行事等への参加や共用設備の利用を制限する。</p> <p>(3) 本人を無視して、介助者や付添い者のみに話しかける。</p> <p>(4) 大人の障害者に対して、幼児の言葉で接する。</p> <p>(5) わずらわしそうな態度をとり、又は障害者を傷つけるような言葉をかける。</p> <p>(6) 診療等に当たって患者の身体への丁寧な扱いを怠る。</p> |
| <p>その他関係</p> | <p>1 障害があることを理由に窓口対応を拒否する。</p> <p>2 障害があることを理由に対応の順序を劣後させる。</p> <p>3 障害があることを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。</p> <p>4 障害があることを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。</p> <p>5 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害があることを理由に、来学の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。</p> |

第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第7条関係）

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、対応要領第3条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意する。

(物理的環境への配慮の具体例)

| 対象分野 | 具体例 |
|--------|---|
| 大学教育関係 | <ol style="list-style-type: none">1 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡す。2 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様に利用できるように改善する。3 移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保する。4 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりする。5 障害特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生等について、座席位置を出入口の付近に確保する。6 移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更する。7 易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時的休憩スペースを設ける。 |
| 附属学校関係 | <ol style="list-style-type: none">1 災害時の警報音等が聞こえにくい障害者に対し、災害時に職員が直接災害を知らせる。緊急情報を視覚的に受容することができる警報設備等を用意する。2 移動に困難のある学生等のために、通学のための駐車場を確保する。参加する授業で使用する教室をアクセスしやすい場所に変更する。3 聴覚過敏の生徒等のために教室の机及び椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすなど、個 |

| | |
|---------------|--|
| | <p>別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更する。</p> <p>4 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、介助する位置（左右・前後・距離等）について、障害者の希望を聞いたりする。</p> <p>5 介助等を行う学生（以下「支援学生」という。）、保護者、支援員等の教室への入室、授業や試験でのパソコン入力支援、移動支援及び待合室での待機を許可する。</p> |
| <p>附属病院関係</p> | <p>1 エレベーターがない施設の上下階に移動する際、移動をサポートする。</p> <p>2 電子メール、ウェブページ、ファクシミリなど多様な媒体で情報提供、予約受付及び案内を行う。</p> <p>3 電光表示板、磁気誘導ループ等の補聴装置の設置、音声ガイドの設置等、配慮や工夫を行う。</p> <p>4 施設内放送を文字化する。電光表示板で表示する。</p> <p>5 外見上、障害者であると分かりづらい患者（難聴者等）の受付票にその旨が分かる連絡カード等を添付するなど、スタッフ間の連絡体制を工夫する。</p> <p>6 診療の予約時等に、患者から申出があった自身の障害特性等の情報を、スタッフ間で事前に共有する。</p> <p>7 トイレや浴室をバリアフリー化・オストメイト対応にする。</p> |
| <p>その他の関係</p> | <p>1 段差がある場合に、車椅子利用者に対し、キャスター上げ等の補助をする。または、携帯スロープを渡すなどする。</p> <p>2 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝えるなどする。</p> <p>3 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。</p> <p>4 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。</p> <p>5 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が困難であることから、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時的休憩スペースを設ける等の対応をする。</p> <p>6 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、又はバインダー等の固定器具を提供したりする。</p> <p>7 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。</p> |

(意思疎通の配慮の具体例)

| 対象分野 | 具体例 |
|--------|--|
| 大学教育関係 | <ol style="list-style-type: none"> 1 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行う。 2 ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行う。 3 シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供する。 4 聞き取りに困難のある学生等が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いる。 5 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与える。 6 事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行う。 7 障害のある学生等で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝える。 8 間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明する。 9 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝える。 10 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりする。 11 入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達する。 |
| 附属学校関係 | <ol style="list-style-type: none"> 1 情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明・資料や、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料、遠くのものや動きの速いものなど触ることができないものを確認できる模型や写真等の提供）、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に応じた情報の提供（手のひらに文字を書いて伝える等）、知的障害に配慮した情報の提供（伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、単語や文節の区切りに空白を挟んで記述する「分かれ書き」にする、なじみのない外来語は避ける等）を行う。また、その際、各媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用する。 2 知的障害のある利用者等に対し、抽象的な言葉ではなく、具体的な言葉を使う。 例えば、サービスを受ける際の「手続」や「申請」など生活上必要な言葉等の意味を具体的に説明して、当該利用者等が理解しているかを確認する。 3 子供である障害者又は知的障害、発達障害、言語障害等により言葉だけを聞いて理解 |

| | |
|-----------------------------|---|
| | <p>することや意思疎通が困難な障害者に対し、絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等の ICT 機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりする。</p> |
| <p>その 他 関 係</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等などのコミュニケーション手段を用いる。 2 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用する。 3 視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。 4 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。 5 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。 6 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。 7 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。 8 障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は 24 時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。 9 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。 10 会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。 |

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

| 対象分野 | 具体例 |
|----------------|---|
| 大学 教育 関係 | <ol style="list-style-type: none">1 入学試験や定期試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりする。2 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討する。3 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認める。4 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりする。5 移動に困難のある学生等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入り口に近い場所へ変更する。6 教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認める。7 教育実習、病棟実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うことや、通常よりも詳しいマニュアルを提供する。8 外国語のリスニングが難しい学生等について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること9 障害のある学生等が参加している実験・実習等において、特別にティーチングアシスタント等を配置する。10 ICレコーダー等を用いた授業の録音を認める。11 授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、板書を写真撮影することを認める。12 不随意運動等により特定の作業が難しい障害者に対し、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行う。13 感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認める。14 体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認める。15 教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保する。16 履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障害による制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにする。17 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行う。18 治療等で学習空白が生じる学生等に対して、補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫する。 |

| | |
|-----------------------------------|--|
| | <p>19 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認める。</p> <p>20 視覚障害や肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認める。</p> |
| <p>附属 学 校 関 係</p> | <p>1 事務手続の際に、職員や教員、支援学生等が必要書類の代筆を行う。</p> <p>2 移動に困難のある生徒等を早めに入場させ席に誘導したり、車椅子を使用する障害者の希望に応じて、決められた車椅子用以外の客席も使用できるようにしたりする。</p> <p>3 入学試験において、本人又は保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字、拡大文字又は音声読み上げ機能の使用等を許可する。</p> <p>4 点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する児童生徒等のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点訳又は拡大したものやテキストデータを事前に渡す。</p> <p>5 聞こえにくさのある児童生徒等に対し、外国語のヒアリングの際に、音質・音量を調整したり、文字による代替問題を用意したりする。</p> <p>6 知的発達の遅れにより学習内容の習得が困難な生徒等に対し、理解の程度に応じて、視覚的に分かりやすい教材を用意する。</p> <p>7 肢体不自由のある生徒等に対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能に応じてボールの大きさや投げる距離を変える。走る距離を短くする。スポーツ用車椅子の使用を許可する。</p> <p>8 日常的に医療的ケアを要する生徒等に対し、本人が対応可能な場合もあることなどを含め、配慮を要する程度には個人差があることに留意して、医療機関や介助者等と連携を図り、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等をしないようにする。</p> <p>9 慢性的な病気等のために他の生徒等と同じように運動ができない生徒等に対し、運動量を軽減する、代替となる運動を用意するなど、病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除をすることなく、参加するための工夫をする。</p> <p>10 治療等のため学習できない期間が生じる生徒等に対し、補講を行うなど、学習機会を確保する。</p> <p>11 読み・書き等に困難のある生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器の使用を許可する。筆記に代えて口頭試問による学習評価を行う。</p> <p>12 発達障害等のため、人前での発表が困難な生徒等に対し、代替措置としてレポートを課す。発表を録画したもので学習評価を行う。</p> <p>13 学校生活全般において、適切な対人関係の形成に困難がある生徒等のために、能動的な学習活動等においてグループを編成するときには、事前に伝え、場合によっては本人の意向を確認する。また、こだわりのある生徒等のために、話合いや発表等の場面において、意思を伝えることに時間を要する可能性があることを考慮して、時間を十分に確保</p> |

| | |
|--------|---|
| | し、又は個別に対応する。 |
| 附属病院関係 | <ol style="list-style-type: none"> 1 障害の特性に応じた待機場所の確保等 2 パニック等を起こした際に静かに休憩できる場所を設ける。 |
| その他関係 | <ol style="list-style-type: none"> 1 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続の順番を入れ替える。 2 障害者が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。 3 スクリーンや板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。 4 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。 5 障害者の来学が多数見込まれる場合は、敷地内の駐車場等において、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。 6 入構時に IC カードゲートがある場合で通過することが困難な場合、別ルートからの入構を認める。 7 他人との接触又は多人数の中にいることによる緊張により、発作等がある障害者の場合は、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。 8 非公表の会議又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。 |